

【参考】

無線システム普及支援事業費（周波数有効利用促進事業）の概要

東日本大震災等を踏まえ、市町村が行う災害の被災状況の把握や救急・救命活動に重要な役割を担う防災行政無線及び消防・救急無線のデジタル化に係る費用の一部を補助。

<補助スキーム>

- ・補助金の交付主体：市町村（消防に関する事務を処理する地方公共団体を含む。）
- ・補助対象経費（電波利用料財源）：150MHz帯及び400MHz帯を使用するアナログ方式による市町村防災行政無線（移動系）及び消防・救急無線を、260MHz帯を使用するデジタル方式による無線へ移行するための無線設備の整備費
- ・補助率：1 / 2
- ・計画年数：平成25年度～平成28年度

阿賀町デジタル無線（消防・救急無線、防災行政無線移動系）のイメージ図

